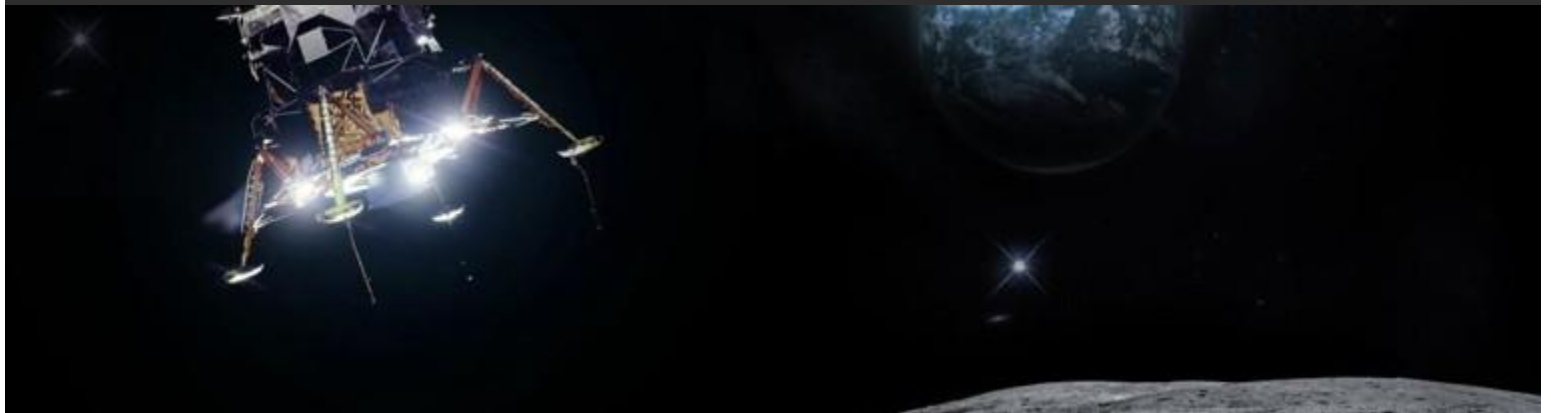


Alert | Telecommunications/Space & Satellite



2026 年 8 月

FCC 宇宙近代化シリーズ：FCC、NGSO システムに関する 2 つのライセンス取得経路を新設し、小型衛星向け枠組みを廃止

2026 年 7 月 22 日、米国連邦通信委員会（FCC）は、満場一致で「21 世紀のための宇宙近代化に関するレポート・アンド・オーダー（以下「R&O」）」を採択し、衛星ライセンス制度の近代化をさらに進めることを決定しました。これまでのアラートで取り上げたとおり、同委員会はライセンス手続きおよびマイルストーン要件の両方の見直しを進めています。本 GT アラートでは、R&O が非静止衛星軌道（NGSO）システムのライセンス取得方法をどのように再構築したかを解説します。

R&O は、すべての NGSO 申請者に同一の規制プロセスを課すのではなく、2 つの異なるライセンス取得経路を新設しました。事業者は、より厳格な展開義務・保証金義務と引き換えに、周波数帯共有上の優先権と規制上の確実性を得ることができる年次の周波数別審査手続に参加することを選択できます。あるいは、審査手続上の優先権は得られないものの規制上の義務が軽減される、より柔軟なライセンス枠組みの下で審査手続外での認可を求めることも可能です。委員会はまた、小型衛星システム向けの専門的なライセンス枠組みを廃止しました。

任意の審査手続枠組み

これまで、審査手続は、同一周波数帯での運用を提案する NGSO システムのライセンス付与において標準的な仕組みとして機能してきました。最初（いわゆる「先行」）の申請が受理されると、委員会は、同様の状況にある他の申請者が同一の審査手続に参加するための申請提出期限を設定していました。当該締切日までに提出された申請はまとめてグループ化され、委員会が定める混信回避のルールの下で、申請されたシステム同士が当該周波数帯を共有できるかどうかを判断するため、一括して審査されていました。

同一の審査手続に参加した事業者は、相互に概ね対等な周波数帯共有権を享受する一方、後発の審査手続でライセンスを取得するシステムに対して優先権を有していました。締切日後に提出された申請は通常、次の審査手続に繰り延べられ、実質的な審査が次の申請機会まで遅延することが多く、周波数帯共有の観点からは、先行の審査手続の参加者に対して劣後する立場に置かれていました。

R&Oはこの従来の審査方式を変更しました。特定の周波数帯について、先行申請により審査手続が開始されるのを待つのではなく、申請予定者は、対象となる周波数帯が年次審査手続の申請受付期間の対象となる時期を事前に把握できるようになります。これにより、申請者は、当該審査手続に参加するか、あるいは委員会が定める代替的なライセンス取得経路に基づき審査手続枠組み外での認可を求めるかを選択することが可能となります。

Part 100の下では、各周波数帯別の審査手続は毎年1月1日午前0時（米東部時間）に自動的に開始され、同年10月31日午後11時50分（米東部時間）まで受付が継続されます。審査手続の対象となる周波数帯での運用認可を求める申請者は、申請受付期間中に申請書を提出し、当該審査手続での審査を求めることで参加できます。期間内に提出された申請は、その後、当該審査手続回の一部として一括して審査されます。

当面、審査手続はKa帯、Ku帯、Q帯、およびV帯の周波数帯での運用認可を求める申請を対象として実施されます。周波数帯域の需要や衛星技術が今後も進化することを踏まえ、委員会は、将来の審査手続の対象となる追加の周波数帯を指定する権限を宇宙局（Space Bureau）に委任しました。同局は、該当する年次申請受付期間の開始前に、追加で対象となる周波数帯域を特定しなければなりません。

審査手続への参加を選択した申請者は、規制上のメリットを享受することができます。最も重要な点として、委員会の審査手続制度枠組みに基づく周波数帯の共有権および優先権を取得でき、同じ周波数資源の利用を求めるシステムが増える中で、より高い確実性を得ることができます。

こうしたメリットには、それに対応する義務が伴います。審査手続の参加者は以下を満たす必要があります。

- 認可から30日以内に1,000万ドルの初期保証金を差し入れること。保証金額は展開のマイルストーンの達成に応じて減額され、認可された衛星群の90%が展開された時点でゼロとなる。
- 認可された衛星群の50%を6年以内に、100%を9年以内に展開すること。
- 審査手続の参加者に適用される委員会の調整および周波数帯共有義務を遵守すること。
- 6年以内という展開のマイルストーンを達成できなかった場合、先行審査手続の参加者としての地位を失うリスクを負うこと。

審査手続への参加を選択しないNGSOシステムも、引き続き委員会の混信規則の適用対象となり、既存および将来認可予定の衛星システムと両立可能な形で運用しなければなりません。ただし、審査手続の参加者とは異なり、後発の申請システムに対する周波数帯共有上の優先権は与えられません。こうした優先権を放棄する代わりに、これらの事業者が負う規制上の義務は大幅に軽減されます。最も重要な点として、保証金の差し入れは不要となり、代わりに委員会が新たに採択した国際電気通信連合（ITU）準拠のマイルストーン制度枠組みの対象となります。

小型衛星

今回のR&Oにより、小型衛星システムに対するFCCの専門的なライセンス制度枠組みが廃止されました。従来、小型衛星の申請者は、小型衛星にしばしば見られる短い開発期間、限定的なミッションプロフ

ファイル、および低リスクという特性に対応することを目的とした、簡素化された別建ての手続きの下で認可を求めることができました。委員会は、商業衛星業界の進化および R&O で採択されたより広範な改革を踏まえ、別建てのライセンス制度を維持する必要性はもはやないと結論付けました。

今後、小型衛星システムは原則として、他のシステムに適用されるのと同じの NGSO ライセンス制度枠組みの下で審査されます。委員会はこのアプローチにより、NGSO 申請者の取り扱いにおける一貫性が向上すると同時に、審査手続への参加を選択しないシステム向けの新たなライセンス取得経路を通じて、小規模事業者に対する柔軟性も維持できるものと見込んでいます。審査手続への参加に伴う周波数帯共有上のメリットを求める小型衛星事業者は、当該制度枠組みを通じて手続を進めることを選択できますが、それに伴う保証金、展開および調整上の義務を負うことになります。

執筆者

- **Kathryne C. Dickerson** | +1 202.533.2324 | Kate.Dickerson@gtlaw.com

Abu Dhabi[†], Albany, Amsterdam, Aspen, Atlanta, Austin, Berlin[~], Boston, Charlotte, Chicago, Dallas, Delaware, Denver, Dubai[†], Fort Lauderdale, Houston, Las Vegas, London^{*}, Long Island, Los Angeles, Mexico City⁺, Miami, Milan[»], Minneapolis, Munich[~], New Jersey, New York, Northern Virginia, Orange County, Orlando, Philadelphia, Phoenix, Portland, Riyadh[«], Sacramento, Salt Lake City, San Diego, San Francisco, São Paulo[»], Seoul[∞], Shanghai, Silicon Valley, Singapore[™], Tallahassee, Tampa, Tel Aviv[^], Tokyo[»], Warsaw[~], Washington, D.C., West Palm Beach, Westchester County.

This Greenberg Traurig Alert is issued for informational purposes only and is not intended to be construed or used as general legal advice nor as a solicitation of any type. Please contact the author(s) or your Greenberg Traurig contact if you have questions regarding the currency of this information. The hiring of a lawyer is an important decision. Before you decide, ask for written information about the lawyer's legal qualifications and experience. Greenberg Traurig is a service mark and trade name of Greenberg Traurig, LLP and Greenberg Traurig, P.A. [†]Greenberg Traurig's Abu Dhabi office is a branch of Greenberg Traurig, P.A., which is registered with the Abu Dhabi Global Market Registration Authority (Registration No. 29906) and licensed to carry out legal services and regulated as a DNFBP by the ADGM Financial Services Regulatory Authority. [~]Greenberg Traurig's Berlin and Munich offices are operated by Greenberg Traurig Germany, LLP, an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. [«]Greenberg Traurig's Dubai office is operated by Greenberg Traurig Limited, a company registered in the Dubai International Financial Centre (Registration No. CL7238), regulated as a DNFBP by the Dubai Financial Services Authority and licensed by The Government of Dubai Legal Affairs Department. ^{}Operates as a separate UK registered legal entity. ⁺Greenberg Traurig's Mexico City office is operated by Greenberg Traurig, S.C., an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. [»]Greenberg Traurig's Milan office is operated by Greenberg Traurig Studio Legal Associato, an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. [«]Greenberg Traurig operates in the Kingdom of Saudi Arabia through Greenberg Traurig Khalid Al-Thebity Law Firm, a professional limited liability company, licensed to practice law by the Ministry of Justice. [»]Greenberg Traurig's São Paulo office is operated by Greenberg Traurig Brazil Consultores em Direito Estrangeiro – Direito Estadunidense, incorporated in Brazil as a foreign legal consulting firm. Attorneys in the São Paulo office do not practice Brazilian law. [∞]Operates as Greenberg Traurig LLP Foreign Legal Consultant Office. [™]Greenberg Traurig's Singapore office is operated by Greenberg Traurig Singapore LLP which is licensed as a foreign law practice in Singapore. [^]Greenberg Traurig's Tel Aviv office is a branch of Greenberg Traurig, P.A., Florida, USA. [»]Greenberg Traurig's Tokyo Office is operated by GT Tokyo Horitsu Jimusho and Greenberg Traurig Gaikokuhojimubengoshi Jimusho, affiliates of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. [~]Greenberg Traurig's Warsaw office is operated by GREENBERG TRAUIG Nowakowska Zimoch Wysokiński sp.k., an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. Certain partners in GREENBERG TRAUIG Nowakowska-Zimoch Wysokiński sp.k. are also shareholders in Greenberg Traurig, P.A. Images in this advertisement do not depict Greenberg Traurig attorneys, clients, staff or facilities. No aspect of this advertisement has been approved by the Supreme Court of New Jersey. ©2026 Greenberg Traurig, LLP. All rights reserved..*